

# 税務と経営

## 山村税理士事務所

— 発 行 人 —

税理士 山村嘉清

〒870 大分市城崎町1丁目4-15

-0045

電 話 0975 (36) 5231

F A X 0975 (36) 5237

### ヒント

#### 床をふく

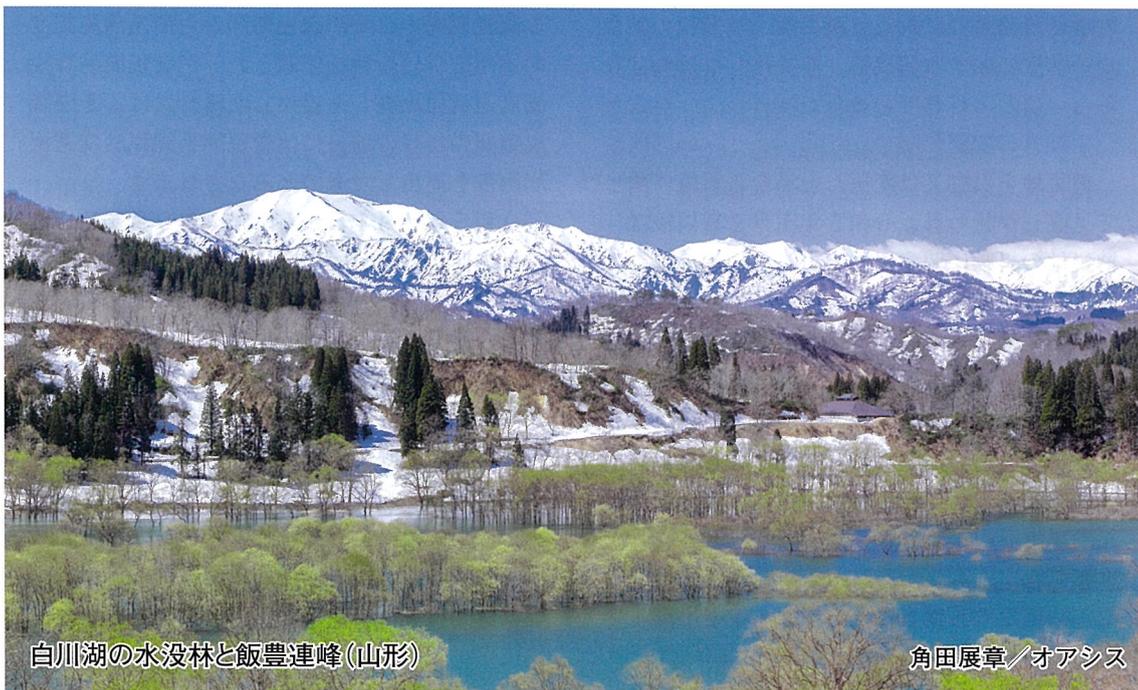
ファーム富田社長の富田均氏が日本経済新聞の交遊録に書いています。帯広市の六花亭の亭主小田豊さんと知り合った頃、本社を訪ねた時。オフィスの廊下を通りかかると数人の社員が膝をつき、一糸乱れぬ所作で床のふき掃除をしていた。亭主に「道具を使わないのですか」と尋ねると「この方がきれいになるから」とさりり、後で社員にも聞くと「毎日の仕事の大半は掃除ですよ」とこれまたさりり。この徹底した姿勢が学びとなった。私たちの、花の栽培は土壌作りから始まる。花を立派に育てても、植え付ける畑の状態がよくなければうまく育たない。お菓子作りも花作りも、土台がしっかりしないとよい物はできない。

### ヒント

### 税務 ミニガイド

国税庁によると、令和3事務年度の所得税の实地調査の件数は、特別調査・一般調査が2万4千件、着眼調査が7千件、そのほか、簡易な接触の件数は56万8千件で、合計件数は60万件となっています。

そのうち申告漏れ等の非違があった件数は31万7千件となっています。



白川湖の水没林と飯豊連峰(山形)

角田展章/オアシス

## 納税地の特例等に関する手続

### □納税地の異動・変更

個人の所得税・消費税の納税地は、原則として住所地（国内に住所を有せず、居所を有する場合はその居所地）とされていますので、転居の場合には納税地が異動することになります。

納税地の特例として、国内に住所のほか居所を有する納税義務者は、その住所地に代えてその居所地を納税地にすることができます。

また、国内に住所又は居所を有し、かつ、その住所地又は居所地以外の場所にその営む事業に係る事業所等を有する納税義務者は、その住所地又は居所地に代えてその事業所等の所在地を納税地とする（納税地の変更）ことができます。

### □従来の手続

納税地の異動があった後遅滞なく、その異動前の納税地の所轄税務署長に対し、「所得税・消費税の納税地の異動に関する届出書」を提出しなければならないこととされていました。

また、納税地の特例の適用を受けようとする者は、特例を受けることによる変更前の納税地の所轄税務署長に対し、「所得税・消費税の納税地の変更に関する届出書」を提出しなければならないこととされていました。

### □手続の変更

納税地を異動又は変更した場合の手続に関して見直しが行われ、令和5年1月1日以後は、納税地の異動に関する届出書、納税地の変更に関する届出書の提出は不要とされました。

なお、納税地の異動がある場合は、異動後の納税地を所得税又は消費税の申告書に記載し、納税地の変更を行う場合は、変更後の納税地を所得税又は消費税の申告書に記載します。

ただし、国税当局からの各種送付文書の送付先の変更等のため、年の途中で納税地の異動又は変更をする意思があるときは、「所得税・消費税の納税地の異動又は変更に関する申出書」を提出することができます。



○旅籠とは、食事を提供する宿屋のこと。江戸時代には宿場ごとに多くの旅籠があり、飯盛り女を置く飯盛旅籠も増えてきた。強引な客引きや飯盛り女を嫌う旅人や一人旅をする行商人などから安心して泊れる宿を求める声が多くなり、各地で旅籠による組合ができ、真面目な優良旅籠に泊ることができた。手荷物を安全に運ぶ団体もできた。日本通運の前身です。



### 10月1日から実施の インボイス制度について 負担軽減に係る主な経過措置

□免税事業者が令和5年10月1日から令和11年9月30日までの日の属する課税期間中に登録を受けることとなった場合には、登録日から課税事業者となります。

□上記の適用を受ける事業者が、登録日の属する課税期間中にその課税期間から簡易課税制度の適用を受ける旨を記載した「消費税簡易課税制度選択届出書」を提出した場合には、その課税期間の初日の前日に消費税簡易課税制度選択届出書を提出したものとみなされます。

□令和5年10月1日から令和8年9月30日までの日の属する各課税期間において、免税事業者が適格請求書発行事業者となったこと等により免税の適用を受けられないこととなる場合には、納付税額を当該課税標準額に対する消費税額の2割とすることができます。

□基準期間の課税売上高が1億円以下等である事業者が、令和5年10月1日から令和11年9月30日までの間に行う課税仕入れについて、支払対価の額が1万円未満である場合には、一定の事項が記載された帳簿のみの保存による仕入税額控除が認められます。

## 法人税等の税務調査

税務調査の実績とその背景にある国税庁の方針や意図等についても考えてみたいと思います。

### □令和3年度の税務調査の実績

法人税と消費税の実地調査件数は、4万1,000件(前年度比163.2%)、申告漏れ所得金額は6,028件(前年度比114%)、追徴税額2,307億円(前年度比(153.6%))となりました。

源泉所得税の実地調査は、4万8,000件(前年度比166.3%)、非違があった件数は1万5,000件(前年度比153.6%)、追徴税額228億円(前年度比156.7%)となりました。

実地調査の件数は、新型コロナの影響で新規の税務調査が中止された令和2年度より増加し、回復傾向にあります。依然として低水準です。一方で、高額・悪質な不正計算が見込まれる事案を優先して調査した結果、追徴税額の総額は

コロナ前の水準に近接しました。また、文書等による接触方法を積極的に組み合わせることにより、簡易な接触による申告漏れ所得金額、追徴税額は増加しました。

### □注目！海外取引法人や富裕層への税務調査

国税庁の税務調査に関する主要な取組は、消費税還付申告法人に対する取組、無申告法人に対する取組など多岐にわたりますが、令和3年度に注目すべきは「海外取引法人や富裕層への調査に注力している」ということに対してです。

この背景には個人投資家による海外投資の増加や、企業の海外取引の複雑化によって、取引の実態の把握が困難になっていることが挙げられます。そのため、国税庁は有価証券や不動産等の大口所有者、経常的な所得が特に高額な個人、海外投資等を積極的に行っている個人や法人等に対して、資産運用の多様化や国際化がすすんでいることを念頭に積極的な調査を行っています。

加算税や延滞税などのペナルティを課せられないためにも、今一度確認しましょう。

## ナマの税務相談室

**Q** 桜の季節を迎えましたがまだ寒い日が続きます。ところで今日はお葬式に要する費用の税務についてご相談に参りました。

**A** 近年死亡者が年々増加し年間145万人とか、葬式費用も平均120万円くらいと報道されています。税務上、微妙な費用も結構あり慎重に対処することが必要と思います。

**Q** 早速ですが下記に掲げる1. 2. 3について葬式費用に該当するかどうかご指導ください。

1. 葬儀当日の会葬者全員に「会葬御礼」として、一人あたり1,000円程度の物品を渡し、香典の金額が1万円以上の方には後日「香典返し」として改めて返礼の品を送っているような場合の葬儀当日の1,000円程度のお礼の物品

2. 葬儀当日の会葬者全員に「会葬御礼」として一人あたり3,000円程度の物品を渡し、香典の金額が2万円以上の方には「香典返し」として

## 葬式費用

### 「会葬御礼」の範囲

後日返礼の品を送るとしているような場合の葬儀当日の3,000円程度のお礼の物品  
3. 香典の金額に関わらず葬儀当日の会葬者全員に

「会葬御礼」として一人あたり1,000円程度の物品を渡し、後日の「香典返し」は一切行わない場合のその、1,000円程度の物品。

**A** 相続税法基本通達13-4(2)では葬式費用となるものとして、葬式に際して施与した金品で被相続人の職業、財産その他の事情に照らして相当程度と認められるものに要した費用を挙げています。

また葬式費用とならないものとして「香典返し費用」を挙げています。お尋ねの1. 2. 3は1,000円から3,000円程度の物品であり会葬者全員に「会葬御礼」として渡すものであることから香典返し費用ではありません。

従って、お尋ねのいずれのケースも葬式費用になると考えます。

## ナマの税務相談室

## 暦年課税は使いにくく 精算課税は使いやすく

**相**続時精算課税制度は、贈与額が2,500万円に達するまでは贈与税がかからず、2,500万円を超えた部分は贈与税率20%で課税される制度ですが、贈与者死亡時の相続税は、相続時精算課税の適用を受けた受贈財産の価額と相続や遺贈により取得した財産の価額との合算額を基に計算し、既に納めた相続時精算課税に係る贈与税相当額を控除して算出します。なお、次に掲げるようなデメリットがあるので、この制度の積極的な活用呼びかけは少なく、利用者の数も限られていました。

- ① 暦年課税制度に戻ることが出来ない
- ② 基礎控除の制度がなく110万円以下の贈与でも贈与税

- の申告が必要
- ③ 少額でも贈与税申告書の提出漏れには20%の加算税
- ④ 受贈財産が災害等で滅失しても考慮されない
- ⑤ 不動産だと小規模宅地の特例が使えず、不動産取得税の負担があり、登録免許税も相続時より高い
- ⑥ 相続税の物納には使えない
- ⑦ 贈与者である祖父の死亡前に相続時精算課税制度適用者である父が死亡した場合、その相続人となる子は、父の相続に係る相続税の負担と、承継した父の相続時精算課税制度適用による納税義務の負担との二重課税となる

**今**年の税制改正において、上記の②～④について見

直しがなされることになりました。

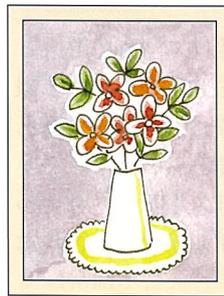
(1) 相続時精算課税制度内に110万円の基礎控除制度が設けられ、毎年の特典贈与者からの贈与額からその基礎控除が引かれるとともに、その範囲内の贈与は申告不要とされ、相続に際しては、課税価格に加算される相続時精算課税受贈財産の価額は、先の基礎控除をした後の残額となります。110万円以下の毎年贈与だったら、暦年課税の3年内贈与加算相当部分も圧縮され、より優遇です。

(2) 相続時精算課税で受贈した土地・建物が相続税申告時までに災害により滅失等の被害を受けた場合は、相続税の申告での課税標準への加算額から当該被害額を減額することとされました。

**親**世代の財産を子や孫の世代に移して消費を促進させるネライがありそうです。

4月8日はお釈迦さまの誕生日。甘茶をかけます。「和尚云ふ 甘茶貰ひに また来たか 虚子」春爛漫。4月は神羅万象すべてに活気が漲り、学校も新学年、官公庁も新年度のスタートです。

「花の雲 鐘は上野か 浅草か 芭蕉」 月末からはゴールデンウィーク。「海鳴りや 伊根の舟屋 四月雛 桜桃子」 5日清明、20日穀雨。



小さな事に忠実でありなさい。そこに、あなたの強さが宿るのでありますから。

(マザー・テレサ)

### 4月の税務メモ

| (国 税)  |  | (地方税)   |
|--|--|---|
| <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 3月分源泉所得税の納付 (特例適用者を除く)</li> <li>○ 2月決算法人の確定申告</li> <li>○ 8月決算法人の中間(予定)申告</li> </ul> | 10日<br><br>17日<br>5月1日<br>〃<br>〃<br>〃<br>(地方条例による) | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 3月分個人住民税特別徴収分の納付</li> <li>○ 給与支払報告に係る異動の届出</li> <li>○ 2月決算法人の確定申告</li> <li>○ 8月決算法人の中間(予定)申告</li> <li>○ 非課税法人の住民税均等割の申告</li> <li>○ 軽自動車税の納付</li> <li>○ 固定資産税、都市計画税の納付</li> <li>○ 固定資産税課税台帳の縦覧期間(1日から)</li> </ul> |

★法人税予定納税額が10万円以下は申告省略です。